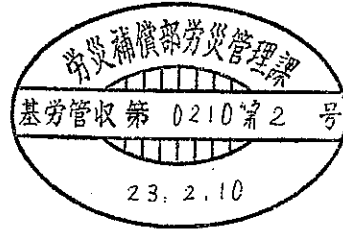


## 労働者健康福祉機構の不要財産の国庫納付について

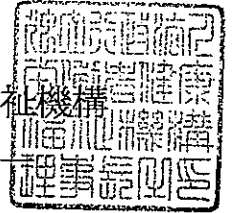
- 別添 1 認可申請書  
【労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎等（譲渡収入の国庫納付）】
- 別添 2 認可申請書  
【労災リハビリテーション北海道作業所本体（現物納付）】
- 別添 3 認可申請書  
【労災リハビリテーション広島作業所（現物納付）】



労健福発第 1 1 3 号  
平成 2 3 年 2 月 1 0 日

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構  
理事長 名川 弘



### 認可申請書

「独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人通則法の一部を改正する法律施行日前に行った財産の譲渡について」（平成 22 年 12 月 20 日付け厚生労働省発基労 1220 第 1 号）により、定められた下記不要財産の譲渡について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 46 条の 2 第 2 項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年六月七日政令第三百十六号）第 2 条の 4 第 1 項、第 3 項に基づき、別添のとおり、認可申請を致します。

### 記

独立行政法人労働者健康福祉機構 労災リハビリテーション北海道  
作業所職員宿舍等

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| (1) 土地 | 16,044.00m <sup>2</sup> |
| (2) 建物 | 556.63m <sup>2</sup>    |

## 1 主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に係る不要財産の内容

### ○ 土地

所在	番地	地目	面積 (㎡)
北海道美唄市東明五条二丁目	1724番14外	雑種地・山林	16,044.00

### ○ 建物（構築物を含む）

名称	棟数	延床面積 (㎡)
旧労災リハビリテーション北海道作業所（職員宿舎等）	5棟6戸	556.63

## 2 不要財産と認められる理由

労災リハビリテーション北海道作業所及び広島作業所は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等により「在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する」とこととされたことを踏まえ、平成20年3月に廃止したものである。

残る労災リハビリテーション作業所についても、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）により「現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する」とこととされており、廃止した財産は、「将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合」（通則法第8条第3項）に該当するため、不要財産と認められる。

なお、当該財産は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）により、不要財産として国庫納付することとされた財産である。

## 3 当該不要財産の取得日及び譲渡の日における不要財産の帳簿価額

○取得日の帳簿価額 52,035,875 円  
 （内訳）土地 28,494,043 円  
 建物 23,541,832 円

○譲渡日の帳簿価額 52,035,875 円  
 （内訳）土地 28,494,043 円  
 建物 23,541,832 円

#### 4 譲渡によって得られた収入の額

11,002,000 円（内消費税及び地方消費税額 0 円）

#### 5 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

なし

#### 6 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他内容

○出資又は支出の額 出資額 52,035,875 円

○会計の区分 労働保険特別会計

#### 7 譲渡の方法

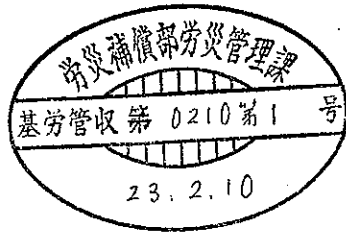
民間精通者 2 者の不動産鑑定評価額の平均を譲渡予定価格とする一般競争入札により譲渡

#### 8 譲渡した時期

平成 22 年 9 月 30 日

#### 9 譲渡収入による国庫納付の予定時期

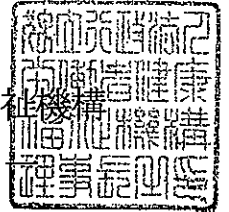
平成 23 年 3 月



労健福発第 1 1 1 号  
平成 2 3 年 2 月 1 0 日

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構  
理事長 名川 弘



### 認 可 申 請 書

独立行政法人労働者健康福祉機構の所有する下記不要財産について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 46 条の 2 第 1 項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年六月七日政令第三百十六号）第 2 条の 2 第 1 項に基づき、別添のとおり、認可申請を致します。

### 記

独立行政法人労働者健康福祉機構 労災リハビリテーション北海道  
作業所本体

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| (1) 土 地 | 1 6, 1 1 9. 0 0 m <sup>2</sup> |
| (2) 建 物 | 3, 8 1 4. 7 1 m <sup>2</sup>   |

## 1 現物納付による国庫納付に係る不要財産の内容

### ○ 土地

所在	番地	地目	面積 (㎡)
北海道美唄市東明四条2丁目	1724番3	雑種地	16,119.00

### ○ 建物（構築物を含む）

名称	棟数	延床面積 (㎡)
旧労災リハビリテーション北海道作業所	9	3,814.71

## 2 不要財産と認められる理由

労災リハビリテーション北海道作業所及び広島作業所は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等により「在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する」とこととされたことを踏まえ、平成20年3月に廃止したものである。

残る労災リハビリテーション作業所についても、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）により「現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する」とこととされており、当該財産は、「将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合」（通則法第8条第3項）に該当する。

なお、当該財産は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）により、不要財産として国庫納付することとされた財産である。

## 3 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

○取得日の帳簿価額 142,693,907円  
 （内訳）土地 81,429,733円  
 建物 36,753,172円  
 構築物 24,511,002円

○申請日の帳簿価額 145,151,005円  
 （内訳）土地 81,429,733円  
 建物 37,817,247円  
 構築物 25,904,025円

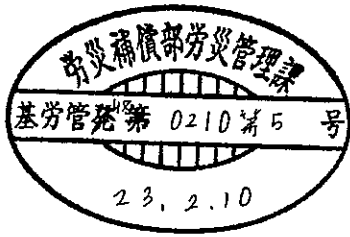
#### 4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他内容

○出資又は支出の額 出資額 142,693,907 円  
支出額 2,457,098 円

○会 計 の 区 分 労働保険特別会計

#### 5 現物による国庫納付の予定時期

平成 23 年 3 月



労健福発第 1 1 2 号  
平成 2 3 年 2 月 1 0 日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 名川 弘



### 認可申請書

独立行政法人労働者健康福祉機構の所有する下記不要財産について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 46 条の 2 第 1 項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年六月七日政令第三百十六号）第 2 条の 2 第 1 項に基づき、別添のとおり、認可申請を致します。

### 記

独立行政法人労働者健康福祉機構 労災リハビリテーション広島作業所

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| (1) 土地 | 19,333.58 <sup>m<sup>2</sup></sup> |
| (2) 建物 | 3,904.94 <sup>m<sup>2</sup></sup>  |



## 1 現物納付による国庫納付に係る不要財産の内容

### ○ 土地

所在	番地	地目	面積 (㎡)
広島県呉市郷原野路山麓	2379 番 45 外	宅地外	19,333.58

### ○ 建物（構築物を含む）

名称	棟数	延床面積 (㎡)
旧労災リハビリテーション広島作業所	3	3,904.94

## 2 不要財産と認められる理由

労災リハビリテーション北海道作業所及び広島作業所は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）等により「在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する」とこととされたことを踏まえ、平成 20 年 3 月に廃止したものである。

残る労災リハビリテーション作業所についても、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）により「現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する」とこととされており、当該財産は、「将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合」（通則法第 8 条第 3 項）に該当する。

なお、当該財産は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）により、不要財産として国庫納付することとされた財産である。

## 3 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

○取得日の帳簿価額	328,070,187 円
（内訳）土地	243,564,173 円
建物	78,075,004 円
構築物	6,431,009 円
立木竹	1 円

○申請日の帳簿価額	364,715,748 円
（内訳）土地	243,564,173 円
建物	106,481,518 円
構築物	14,670,056 円
立木竹	1 円

#### 4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他内容

○出資又は支出の額 出資額 328,070,187 円  
支出額 36,645,561 円

○会 計 の 区 分 労働保険特別会計

#### 5 現物による国庫納付の予定時期

平成 23 年 3 月